

第16回教育委員会定例会 案件表

日 時

令和6年8月26日(月) 午前10時00分から

議 題

1 議 案

- (1) 議案第26号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について (資料1)

2 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
(2) 令和6年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について (資料2)

3 報 告

- (1) 教育長報告
区立小学校教諭の懲戒処分について (資料3)
その他

資料 1	
------	--

議案第 26 号

「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 26 日

提出者 教育長 三 浦 康 彰

「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

このことについて、別紙のとおり制定を練馬区長あて依頼するものとする。

令和6年8月26日

教育振興部保健給食課

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和37年東京都条例第80号）の一部改正に伴い、介護補償の限度額等について、東京都との均衡を図るため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

介護補償の限度額等を改定する。（第11条関係）

- (1) 常時介護を要する状態にあり費用を支出して介護を受けた日がある場合
172,550円 → 177,950円
- (2) 常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合
77,890円 → 81,290円
- (3) 随時介護を要する状態にあり費用を支出して介護を受けた日がある場合
86,280円 → 88,980円
- (4) 随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合
38,900円 → 40,600円

3 施行期日

公布の日

令和 6 年 8 月 26 日
教育振興部教育総務課

令和 6 年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条に基づき実施する教育に関する事務の管理等に係る点検・評価（以下「点検・評価」という。）について、下記のとおり実施する。

記

1 点検・評価の対象

「練馬区教育・子育て大綱」の重点施策について点検・評価を行う。

【理由】

「練馬区教育・子育て大綱」は「みどりの風吹くまちビジョン」に掲げた教育と子育てのそれぞれの分野における施策の目標や取組の方向性を体系的に整理し、重点施策を示したものであるため。

参考資料

別紙 1 実施方針

2 実施方法

(1) 点検および評価

「練馬区教育・子育て大綱」（以下「大綱」という。）の重点施策ごとの主な取組の成果について記載した点検・評価表を事務局が作成し、これに基づき点検・評価を行う。

大綱体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 2-1

令和 6 年度点検・評価における主な取組項目（案）・・別紙 2-2

点検・評価表（案）・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 2-3

(2) 報告書の検討、作成

点検および評価表による点検・評価後、有識者からの意見・助言を踏まえ、今後の方向性等を検討し、報告書を決定する。

3 今後のスケジュール（予定）

6年8月下旬～	事務局による点検・評価表の作成
11月上旬	教育委員による事業成果等の点検・評価
12月上旬	教育委員会にて点検・評価表の決定および有識者の決定
12月中旬	有識者へ意見および助言の依頼
7年2月中旬	教育委員会にて報告書の決定
3月	区議会への報告、区民への公表（ホームページ掲載等）

練馬区教育委員会における教育に関する事務の管理および執行の状況の 点検および評価の実施方針

練馬区教育委員会は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づく『教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価』を、本方針により実施する。

1 目的

主な事務や事業(以下「主な事務等」とする。)の取組状況について点検および評価(以下「点検・評価」とする。)を実施し、様々な課題やその取組みの方向性を明らかにすることにより、効果的かつ効率的な教育行政の一層の推進を図る。

点検・評価に関する報告書を作成し、これを練馬区議会に提出するとともに、公表することにより区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進する。

2 実施方法

教育委員会の事務に関する計画を踏まえ、主な事務等を対象として点検・評価を行う。

点検・評価は、前年度の主な事務等の取組状況を総括するとともに、課題や今後の取組みの方向性を示すものとし、毎年1回実施する。

教育委員会の事務に関する計画の基本施策ごとに点検・評価を行うとともに、事務局における評価を資料として総合的に点検・評価を行う。

学識経験を有する者の知見の活用を図るために「練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者(以下「点検・評価に関する有識者」とする。)」を置く。

「点検・評価に関する有識者」は、公正な意見を述べることができる者の中から、教育委員会が委嘱する。

「点検・評価に関する有識者」は、評価等について助言を行う。

教育委員会における点検・評価の後、その結果を取りまとめた報告書を区議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

練馬区教育・子育て大綱体系図

教育分野		子育て分野	
目標 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を 備えた子どもたちの育成		目標 安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが 健やかに成長できる環境の整備	
取組の視点	重点施策	取組の視点	重点施策
1 教育の質の向上	学力・体力・豊かな心が 調和した学びの充実	1 子どもと子育て 家庭の支援の 充実	相談支援体制の充実
	教員の資質・能力の向上		新しい児童相談体制の 充実
	学校の教育環境の整備		支援が必要な子ども たちと家庭への取組の 充実
2 家庭や地域と 連携した教育 の推進	家庭教育への支援	2 子どもの教育・ 保育の充実	家庭での子育て支援 サービスの充実
	学校運営や教育活動に おける家庭や地域との協 働		練馬こども園の充実
3 支援が必要な 子どもたちへの 取組の充実	いじめ・不登校などへの 対応	3 子どもの居場所と 成長環境の充実	安全で充実した放課後の 居場所づくり
	さまざまな家庭環境で育 つ子どもたちへの支援		児童館機能の充実
	障害のある子どもたちなど への支援		青少年の健全育成・若者 の自立支援

令和6年度 点検・評価における主な取組項目(案)【教育分野】

教育・子育て大綱		点検・評価
取組の視点	重点施策	主な取組項目
1 教育の質の向上	学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実	1) 小学校就学前の幼児教育の充実
		2) 幼保小連携の推進
		3) 小中一貫教育の推進
		4) 人権教育・道徳教育の推進
		5) 英語教育の充実
		6) 子どもたちの体力向上の促進
		7) 子どもたちの食育の推進
		8) ICTを活用した教育活動の推進
		9) 学校図書館を活用した学習・読書活動の充実
	教員の資質・能力の向上	1) 教員研修の充実
		2) 教員のICT活用能力の向上
		3) 子どもたちと向き合う時間の創出(教員の働き方改革の促進)
学校の教育環境の整備	1) 学校施設の整備(改修・改築)	
	2) 区立学校の適正規模・適正配置	
	3) 学級編制等のあり方の検討	
2 家庭や地域と連携した教育の推進	家庭教育への支援	1) 家庭教育への支援
		2) 関係機関との連携強化
	学校運営や教育活動における家庭や地域との協働	1) 学校安全対策の推進
		2) 地域を活用した教育活動の推進
3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実	いじめ・不登校などへの対応	1) いじめ・不登校等に対する効果的な取組の推進
		2) 専門的人材を活用しいじめ問題の解決
		3) 不登校児童・生徒への学習機会の充実
		4) 不登校実態調査の実施
	さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援	1) 一人ひとりに応じた生活支援・学習支援の実施
		2) 外国人児童・生徒とその家庭への支援
	障害のある子どもたちなどへの支援	1) 障害理解への取組の充実
		2) ICTを活用した学習支援の推進
		3) 医療的ケア児支援体制の充実

令和6年度 点検・評価における主な取組項目(案)【子育て分野】

教育・子育て大綱		点検・評価
取組の視点	重点施策	主な取組項目
1 子どもと子育て家庭の支援の充実	相談支援体制の充実	1) 乳幼児親子の身近な相談場所の拡充 2) オンラインによる相談と情報発信の充実
	新しい児童相談体制の充実	1) 都との連携強化 2) 子ども家庭支援センターによる支援体制の充実
	支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実	1) 発達の不安や障害のある親子支援の充実 2) 障害児保育の充実 3) ひとり親家庭等への支援
2 子どもの教育・保育の充実	家庭での子育て支援サービスの充実	1) 練馬こどもカフェの拡充 2) 子育てのひろばの増設 3) 公園等を活用した外遊びの取組
	練馬こども園の充実	1) 練馬こども園の拡大
	保育サービスの充実	1) 保育施設の定員拡大 2) 窓口や保育施設のICT化の推進 3) 保育サービス水準の向上
3 子どもの居場所と成長環境の充実	安全で充実した放課後の居場所づくり	1) ねりっこクラブの拡大
	児童館機能の充実	1) 乳幼児親子向けの児童館機能の充実 2) 中高生居場所づくり事業の充実
	青少年の健全育成・若者の自立支援	1) 青少年の野外活動・地域交流事業等の推進 2) 青年リーダーの養成、若者の企画運営事業の推進 3) 若者の自立に向けた相談・支援

○教育分野

点検・評価表(案)

1 教育の質の向上

重点施策	1- 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実
	<p>概要</p> <p>小学校就学前の幼児教育を充実します。 幼稚園・保育所・小学校が連携して、育ちと学びの連続性を大切にします。 小学校と中学校の一貫教育を進め、義務教育9年間を見通した教育を実践します。</p> <p>子どもたちの心を育む人権教育、道徳教育を推進します。 子どもたちの体力の向上を図り、食育などの健康づくりに取り組みます。 タブレット端末などを活用したICT教育やオンライン学習を通して、子どもたち一人ひとりに届く教育を実現します。 学校図書館を活用した探究的学習や読書活動の充実を図ります。</p>

主な取組	項目1 小学校就学前の幼児教育の充実	
	目標	
	事業成果	
	今後の取組	
	所管課	学務課
	項目2 幼保小連携の推進	
	目標	
	事業成果	
	今後の取組	
	所管課	教育施策課



項目9 学校図書館を活用した学習・読書活動の充実	
主な取組	目標
	事業成果
	今後の取組
	所管課

昨年度の点検・評価であった委員および有識者からの意見を重点施策ごとに記載。

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<p>○障害児の受け入れのみならず、障害特性の理解などの職員への研修を実施してほしい。</p> <p>○幼保小連携の必要性は保護者からの要望が高いと受け止めている。管理職や教員・保育士だけの連携ではなく、子どもや保護者も交えた連携の在り方を工夫して、子どもたちが新しい環境に慣れ、生活できる体制を作ってほしい。一方で、一つの小学校に関係する幼稚園・保育園数は20～30園あると聞くので、工夫しながら進めてほしい。</p> <p>○小中一貫教育の取組として、児童生徒会の交流としてのあいさつ運動、部活動体験の実施を継続してほしい。</p> <p>○子どもの性被害、盗撮などの事案が発生した。児童生徒への人権教育だけでなく、教員が子どもの人権を守ることをもっと強調し続けることが大切だと考えられる。</p> <p>○小学校の4技能検定の実施により、英語教育が中学校で楽しく学べるきっかけとなることを期待する。</p> <p>○地場産物の食材を使用した給食を着実に継続していることは、食育の充実として評価できる。さらに効果を上げるために、生産者の話が聞ける機会を作ってほしい。</p> <p>○練馬の畑が多い地域の特性を活かして、実際に収穫体験や見学をして、教科書では学べない授業展開を増やしてほしい。</p> <p>○一人一人の効率的な学びと教員負担の軽減のために、AIドリルの活用を検討してほしい。</p> <p>○タブレット端末や電子黒板の普及と共に授業の質もかなり改善されてきたと思う。児童が日常的に使っている様子や、タブレット端末で調べ学習をして、それを基にグループで話し合ってる様子が授業で見られるようになった。今後も課題を乗り越えながら、活用の促進に期待する。一方で、間違った情報に触れる機会も多くなる。情報の扱い方や自身を守る方法もしっかり教えていくことが重要であると考えられる。</p> <p>○「調べ学習」・「探究的な学習」での学習図書利用推進と言語能力の育成および環境教育をかねて、環境作文コンクールの復活を、教員の負担がなるべくかからない形式で、検討してもらいたい。</p>
昨年度の主な意見に対して現在取組んでいることおよび方向性	<div data-bbox="454 1556 965 1780" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-left: 100px;"> <p>委員からの評価を記載 重点施策ごとに3段階の評価を行う。</p> <p>「1」良好に進んでいない</p> <p>「2」良好に進んでいる</p> <p>「3」とも良好に進んでいる</p> </div>

点検・評価欄	評価	特記事項
		<div data-bbox="989 1825 1380 1982" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-left: 400px;"> <p>各項目の課題や改善点、今後の方向性について各委員からの意見を記載。</p> </div>

令和 6 年 8 月 2 6 日
教育振興部教育指導課

区立小学校教諭の懲戒処分について

1 概要

令和 5 年 11 月 6 日（月）、駅構内において、区立小学校の教諭（当時 29 歳・男性）が、女性のスカートの中の下着等を撮影する目的で、動画撮影状態にしたスマートフォンを、同スカート内に差し向けるなどした。

このことにより、令和 6 年 6 月 24 日（月）、東京都教育委員会は、地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号および第 3 号の規定による懲戒免職処分を発令した。

2 経過

令和 5 年 11 月 6 日（月）午後 7 時 35 分頃～

- ・当該教員は盗撮行為により、警察による事情聴取を受けた。

11 月 7 日（火）

- ・区教育委員会は、当該教諭への事情聴取を行った後、東京都教育委員会へ報告をした。

※当該教員は、11 月 8 日以降、自宅待機とした。

令和 6 年 3 月 14 日（木）

- ・東京都教育委員会は、当該教員および校長に事情聴取を行った。

6 月 24 日（月）

- ・当該教諭は、東京都教育委員会から懲戒免職の処分発令を受けた。

3 処分発令後の取組み

(1) 児童への対応

- ・6 月 25 日（火）、全学年を対象とした集会を開き、本件の説明と謝罪をするとともに、心のケアを行うことを伝えた。
- ・6 月 27 日（木）、卒業生を対象とした説明会を開催し、本件の説明と謝罪をするとともに、心のケアを行うことを伝えた。

(2) 保護者への対応

- ・6 月 25 日（火）、卒業生保護者を対象とした保護者会を開催し、本件の説明と謝罪をした。
- ・6 月 26 日（水）、在校生保護者を対象とした保護者会を開催し、本件の説明と謝罪をした。

4 再発防止策

(1) 校園長会における本件の報告および研修

- ・令和6年7月4日（木）の合同校園長会において、全校園長を対象に本件を報告し、各校で全教職員を対象に、法令遵守の徹底に向けた指導を行うよう指示した。

(2) 計画的なサービス事故防止研修の実施

- ・令和6年4月に年度当初サービス事故防止研修を各校で全教職員を対象に実施し、サービス事故の及ぼす影響の大きさや法令遵守の必要性についての理解を深め、また、教職員の非行に対する処分量定および教職員のサービスに関するガイドラインの周知を図った。7月および12月にも同様の内容の研修を実施し、継続的に意識啓発を図る。